

特殊な事情等がある場合

* 申込日現在、特殊な事情等がある場合の申込み要件 *

1 現在持ち家を所有している場合
入居請書の締結までに、「売買契約書」や「登記簿謄本」等で、現在の持ち家を処分したことが証明できる場合に申込みできます。

2 これから結婚を考えている方の場合
婚姻予約書（3ヶ月以内に入籍することの覚書）の提出ができる方であれば申込みできます。

3 これから離婚を考えている方の場合
鍵の引渡し日までに、次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。
（1）戸籍謄本（離婚が確定している場合）
（2）裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合）
（3）弁護士が発行する離婚協議中の証明書

4 20歳未満で申込みをする場合
結婚をしている場合は、申込みできます。
結婚していない場合には、申込みに親権者等の同意が必要となります。

5 兄弟姉妹だけで申込みをする場合
申込みできます。

6 現在、無職の方が申込みをする場合
申込みできます。

7 他の県・市・町に住んでいる方が申込みをする場合
申込みできます。
ただし、県営住宅、他市町村の公営住宅に現在入居している場合には、申込みできない場合があります。

8 現在県営住宅、市営住宅に住んでいる方（契約名義人）が申込みをする場合
申込みできません。
※原則、住宅の困窮者と見なすことができません。
ただし、同居者の方（結婚した子供夫婦）のみが世帯分離して申込みできます。